平成３０年（フ）第５８６号
京都市西京区大原野上里南ノ町50番地２　サンビレッジ大原野Ａ棟103号
債務者　奥田　尚樹
1　決定年月日時　平成30年６月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月21日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成３０年（フ）第５５号
兵庫県明石市大久保町大窪2037番地の１　レオパレス1999－205号、前住所香川県高松市上林町742番地12
債務者　長尾　増三
1　決定年月日時　平成30年６月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月21日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成３０年（フ）第８７号
兵庫県明石市魚住町清水146番地の16
債務者　岸本　靖男
1　決定年月日時　平成30年６月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月21日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成３０年（フ）第２４号
兵庫県たつの市神岡町大住寺434番地１　ファミールエスト102、従前の住所兵庫県姫路市安富町末広467番地２
債務者　ニュー美容院こと　小林かをる
1　決定年月日時　平成30年６月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月21日まで
神戸地方裁判所龍野支部

平成３０年（フ）第３６６号
千葉県柏市花野井444番地１　フラワーコーポⅠ－101号
債務者　時任　洋明
1　決定年月日時　平成30年６月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月23日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成３０年（フ）第３６７号
千葉県松戸市小金清志町３丁目66番地の８
債務者　仲野　　純
1　決定年月日時　平成30年６月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月23日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成３０年（フ）第３７７号
千葉県野田市山崎2095番地の５　竹林ナカノＡ202
債務者　松尾　敬徳
1　決定年月日時　平成30年６月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月23日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成３０年（フ）第３７９号
千葉県我孫子市根戸551番地の22
債務者　野口　愛香
1　決定年月日時　平成30年６月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月23日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成３０年（フ）第３８７号
千葉県松戸市二ツ木1819番地　サンタウン103号
債務者　熊谷　真樹
1　決定年月日時　平成30年６月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月23日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成３０年（フ）第２５６号
神奈川県秦野市渋沢２丁目15番３号　サニーハイツ　202号
債務者　内藤　英里
1　決定年月日時　平成30年６月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月27日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成３０年（フ）第２６９号
神奈川県小田原市飯泉220番地の１　ｗｉｌｌ鴨宮ａ303、前住所神奈川県小田原市浜町３丁目11番41号　リーカル小田原305
債務者　中澤　律子
1　決定年月日時　平成30年６月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月27日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成３０年（フ）第５１号
青森県黒石市青山105番地14
債務者　対馬　朝子（旧姓八木橋）
1　決定年月日時　平成30年６月19日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月28日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成３０年（フ）第７０号
青森県弘前市大字富田町127番地１、前住所青森県弘前市大字城南４丁目５番地34
債務者　荒川　　佶
1　決定年月日時　平成30年６月19日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月28日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成３０年（フ）第７２号
青森県弘前市大字城西２丁目14番地１　市営住宅Ａ－208号、前住所青森県弘前市大字宮園４丁目20番地１　県営住宅７－２－３号
債務者　赤羽ふみ子
1　決定年月日時　平成30年６月19日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月28日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成３０年（フ）第２７４号
千葉県流山市東初石２丁目159番地の１　グランドゥール初石308
債務者　杉村　博幸
1　決定年月日時　平成30年６月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月30日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成３０年（フ）第２７５号
千葉県流山市東初石２丁目159番地の１　グランドゥール初石308
債務者　杉村　教恵
1　決定年月日時　平成30年６月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月30日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部